

日本及び米国における政教分離法理の社会的背景

梅 山 香代子

要 旨

米国の高等裁判所において、公立の小中学校で行われている「誓いの言葉」を唱えさせる行為に違憲判決が下された。世論の反発にあつて、この判決の効力は停止されたが、本事件は米国における政教分離の意味について改めて考えてみる必要を感じさせた。

これを日本の政教分離の問題と比較してみると、米国独自の問題が浮かび上がる。わが国における政教分離に関する問題のほとんどは、戦前の国家神道の概念の復活を阻止するという観点から提示されていた。米国においては、建国の時から信仰の自由が、絶対的価値として憲法に規定され、国民の間で信仰が重要な地位を占めている。自己及び他者の信仰を守るために自律的な規制が働いてきた社会であった。しかし、2001年のテロ事件以来、特定の宗教を圧迫するような風潮が現れてきたために、国家と宗教の関係を改めて考えてみる必要が生じている。

はじめに

米国サンフランシスコの連邦高等裁判所は、2002年8月26日、公立の小学校や中学校で、日常的に行われている米国国旗への「誓いのことば」あるいは「忠誠の誓い」(Pledge of Allegiance)がアメリカ合衆国憲法に違反するという判決を言い渡した⁽¹⁾。

この判決に対しては合衆国の連邦議会の上下両院が激しい反発を示し、上院は満場一致、下院は3票の反対のみで抗議決議を採択した。このため、上記の高等裁判所は一日で判決の効力を停止した⁽²⁾。

この判決で問題にされているのは、「誓いのことば」の中にある「神の下」(“under God”)という文言である。この文言が宗教的に中立とすることができないということで、憲法違反であるという主張である。これは、「イエスの下」(under Jesus)、「ヴィシュヌ神の下」(under Vishnu)、「無神論の下」(under no God)などと言うのと同様である。つまり、これは、教会と州が分離しなければならない(separation of church and state)というアメリカ合衆国憲法修正第1条に反する、とされたのである⁽³⁾。

これに対する上記のような議会の反発はどのような根拠からなされているのか。この判決については、判決結果の意外性と重大性、また、テロ事件の衝撃が薄れていないという时期的な事情から、国民の間ではかなり感情的な反応が目立った。前年のテロ事件の影響による米国民の愛国心の高まりとブッシュ大統領の信仰スタイルなどの要素は、確かに無視することはできない。しかし、判決に対する激しい対立の背景にはより根本的な原理の争いが存在すると考えられる。

この事件は、わが国ではもっぱら「政教分離の原則」に関する問題と報じられているようである。

だが、米国における政教分離に関する概念をわが国と同一の観点から捕えることはできない。したがって、多くの報道のようにわが国と同様の立場から政教分離の問題として考えることでは正しい理解は得られないのである。

米国における政治と宗教の関係についての考え方は、太平洋戦争後に米国の指導によりわが国にも導入された。しかし、その理念は正確に理解されなかったと思われるし、現在に至ってもそれはなされていない。理念のみならず、実際にも米国で取り上げられる問題は政教分離の問題と、わが国での政教分離の問題は異なっている。この点も、米国とわが国では問題意識に齟齬が生じる一因をなしていると考えられる。

本論文は、日本における政教分離に関する主な最高裁判所の判例を検証し、米国の政教分離の考え方の差異を考えることによって米国における政教分離の理念を明らかにすることを試みる。そして、今回の判決と米国社会の関係、また、日本社会における政教分離との差異を明らかにしようとするものである。

I. 日本の場合

1. 日本における政教分離の考え方

日本において戦後、政教分離の原則が神経質なまでに問題とされるのは、国家主義と結びついた神道が日本の惨敗という悲劇を招いたことへの反省からきていることは言うまでも無い。明治憲法の下でも信教の自由は認められていた。明治憲法第28条に「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限りに於テ」という限定はあるものの、「法律の留保」がない限りにおいて「言論の自由」、「学問の自由」などよりは大きな自由が認められていたものと思われる。しかし、この点については、逆に法律によらずにこの権利を制限することができるという解釈も可能であることが指摘されている。実際に戦前には、神社に参拝するのは「臣民タルノ義務」とされていた⁽⁴⁾。現実には、「神社は宗教にあらず」とされ、国家神道は国教的な地位を占めた。国粋主義の高まりとともに信教の自由は神社の国教的地位と両立する限度で認められるにすぎなくなった。

文明開化を目指す近代日本において、西欧の宗教ともいべきキリスト教に対する迫害はもはや許されないことを理由として信教の自由が明治憲法において認められたことは確かであろう。そのような現実的な問題を別としても、明治憲法のもとにおける信教の自由は、信仰の解禁という性質を持つものであり、江戸時代に禁止されていたキリスト教を中心として基本的に信仰を自由にするという意味であった。従って、西欧のような宗教戦争を経ずに西欧の思想をそのまま取り入れたものであり、国民の間に信仰の自由に対する自覚があったとはいえないであろう。

明治時代にいわゆる「お雇い外国人」として来日した米国人科学者が、キリスト教の理念に基づき教育を行い、わが国を代表する知識人が育ったのは明治憲法の恩恵のひとつであった⁽⁵⁾。そのような思想は日本社会の主流になることはなかったが、信仰の自由が米国の学問や文化のわが国への導入のためにもたらした恩恵は計り知れない。

神道の特殊な地位を否定し、わが国に信教の自由を確立することを要請したのが、敗戦後のいわゆ

る「神道指令」である。この指令により、天皇の神格が否定され、神道の特権的地位の基盤が消滅した。日本国憲法はこの経緯を踏まえて個人の信教の自由を保障するとともに、国教分離を明確化している⁽⁶⁾。

日本においては、政教分離は国家と神道が強く結びつくことを警戒することと密接な関係にある。確かにそれは特定の宗教に国家が加担することを警戒することであるが、宗教そのものに重点があるのではない。上述のとおり、「神道は宗教にあらず」としていたのであるから、宗教とは別の特権的地位を神道に与えていたのである。したがって、戦後の政教分離は戦前のような天皇制イデオロギーと結びつくことを警戒することであり、国家主義に再び陥ることを警戒するものであった。この意味において日本における政教分離は宗教の教義や活動それ自体を問題にすることはほとんどない点、観念的なものであった。ヨーロッパにおける宗教闘争が政治的な問題を含みながらも、あくまでも宗教の本質を視野に入れていたことと一線を画している。

2. 日本国憲法における政教分離

日本国憲法において、「信教の自由はこれを保障する」(第20条1項前段)、「いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」(20条1項後段)、「国およびその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」(20条3項)、さらに、財政に関する第89条で、公金、公財産は、「宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」と規定されている。

このように、信教の自由、政教分離の双方について、日本国憲法にはかなり細かい規定が置かれており、明治憲法よりも強い決意でこれらの原則を守ろうとする意図を伺うことができる。また、この規定のしかたは後述するアメリカ合衆国憲法の修正第1条よりはるかに具体的であり、日本独自の問題点を具体的に捉えて規定したものと思われる。

政教分離を厳守する目的は、「国家と宗教との結合により国家を破壊し、宗教を墮落せしむる危険を防止することである」⁽⁷⁾という命題については常識的に異議を唱える向きは考えられない。しかし、国家を破壊する宗教とは何であるかを明確に答えるのは難しい。確かに、宗教の名を借りた暴力集団が世にはびこるとすると国家の破壊にもつながる。しかし、ここで問題にしていることはそのようなものではない。あくまでも人間の内面に関わる信仰が国家権力と結びつくことによって世俗的利益を求めようになると国家は害され、宗教そのものも墮落するということなのであろう。日本国憲法でいう政教分離は、そのような一般論的な国家と宗教の分離に加えて、前述のように、太平洋戦争時の国家主義に対する反省が重要な要因となっている。つまり、宗教が天皇制イデオロギーに結びつく蓋然性を排斥する目的を持つものである。それは、ドイツにおけるナチズムの非合法化に通じるものであって、政治思想の規制の様相を帯びている。

ドイツにおいてユダヤ人迫害は宗教弾圧の一種であったとすることができる。しかし、それは純粋な宗教上の争いではなく人種差別であり、世俗的な色彩が濃いものであったとも言い得るであろう。

そのため、戦後ナチズムは完全に非合法化され、その最高責任者は死亡し、ナチ関係者は徹底的にその罪を追求されている。

ところが、わが国では、戦争責任は曖昧にされ、軍国主義のみが悪の根源とされ、実際に帝国軍隊は完全に廃止された。それとともに、一切の戦争を放棄することを日本人は決意したのであった。従って戦争に結びつく思想や行為はすべて排除されなければならなかった。その代表が天皇制イデオロギーであり、それと密接に関連する神道への政府による関わりである。第二次世界大戦に敗れたという共通点を持つドイツとわが国との違いは、日本においては、戦後、絶对的に排除されるべきとされたのは、思想そのものでなく神道という宗教と天皇制という政治体制の関わり合いである点にある。日本において思想そのものは、「言論・表現の自由」の対象となり得るとされるのであって、ナチズムの思想そのものを排斥して、その保護を一切認めないドイツと一線を画すものであった。

3. わが国の判例にあらわれた政教分離

(1)津地鎮祭事件

近年の政教分離に関するリーディング・ケースとされる「津地鎮祭事件」において採用された「目的・効果」規準は、判例としてほぼ確立したと言われる。

1965年、三重県津市の主催による市体育館の起工式において、神職主宰のもとに神式の地鎮祭が挙行された。これに対して市は神官への謝礼などの費用7,663円を公金より支出した。この行為について同市の市議会議員が憲法20条および同89条に違反するとして出訴したものである。

第二審での判決は、神式地鎮祭が宗教行事であるとして、そのような行事に公金を支出することは違憲であるとした。これに対して、最高裁判所大法廷における8名の多数意見は、「宗教的活動」に関して米国流の「目的・効果」規準を用いた。「目的・効果」規準とは、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし、宗教との関わり合いが相当とされる限度を越えるものを「宗教活動」とするものである。信教の自由の確保という制度の根本目的を規準とすると、「宗教活動」とは、その行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が、宗教に対する援助、助長、促進、または、圧迫、干渉等になるような行為に限られる、とするのである。そして、その判断は、主宰者、式次第など外面的形式にとらわれず、行為の場所、一般人の宗教的評価、行為者の意図・目的、及び宗教意識一般への影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的になされなければならない、としている。そのうえで、神式地鎮祭は、その目的は世俗的で、効果も神道を援助・助長したり、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものではないから、宗教的行事とは言えず、政教分離法則に反しないとした。ただし、5名の裁判官は反対意見として、神官という宗教家が神式の作法で行った儀式は「宗教的活動」であり違憲である、とした⁽⁸⁾。

このように、最高裁判所内の意見も分かれており、合憲か違憲かはこのようなケースで鋭く対立していた。しかし、これ以降この判例はリーディング・ケースとなって政教分離に関する裁判に大きな影響を与えた。

(2)箕面忠魂碑訴訟

上の「目的・効果」規準は1980年代から1990年代にかけて出されたいわゆる「箕面忠魂碑訴訟」においても援用された。この事件は、箕面市が小学校の増改築のために移転の必要が生じた遺族会所有の忠魂碑を別の市所有地に移転、再建するにあたり、そのための費用を市が負担し、私有地を無償で貸与したという事件である。また、昭和51年、52年にかけて遺族会が行った慰霊祭に忠魂碑前で市の教育長が参列して焼香をし、玉串を捧げたこと、市の職員や公費を使って行ったこと、という二つの面から問題にされた。ひとつは、財政面での援助に関する89条、もうひとつは20条に関する宗教行事の面である。

前者については、忠魂碑が宗教的施設であるか否かが問題となった。第一審の大阪地方裁判所は、これを宗教施設と認め、忠魂碑のための市の支出が政教分離原則に反して違憲であるとした。また、後者の教育長の慰霊祭への参列についても、参列は私的行事であり、それに要した時間分の給与は市に返還するべきである、と判示した。

それに対して、控訴審では、忠魂碑は、戦没者の慰霊のための記念碑であって宗教的施設ではないとし、また、遺族会も「宗教団体」、あるいは「宗教上の組織若しくは団体」ではないとして、市の行為は違憲でないとした。また、教育長が慰霊祭に参列して玉串を捧げ焼香したことは、職務上の社会的儀礼行為であり、「宗教的活動」にあたらぬとして違憲とする原判決を覆した。この事件は、当然上告されたが、最高裁判所は、控訴審の見解を支持した⁽⁹⁾。

この判決は、津地鎮祭事件で用いられた「目的・効果」規準に照らし合わせて判断されている。この基準は定着しつつあったと言えよう。このように、公共団体がからむ政教分離事件はほとんどが神道がからむ行事である。地鎮祭という習俗的ともいえる行事が、神官という宗教家によって行われることから難問となる。たしかに、一般的な意識としては地鎮祭にそれほど宗教性を感じないし、ほとんどの国民にとっては単なる儀式にしか思われぬであろう。しかも、市の体育館という市の施設の建設にあたって市の公金を支出することは、ある意味では当然であるし、それで神道という宗教を援助するというものもない、と考えても無理はない。しかし、他方でいかに習俗化しているとはいえ、宗教家によって行われる行事に公金を支出することには慎重に検討が加えられなければならない。

次の忠魂碑については、戦没者の慰霊のための記念碑であるとは言え、「忠魂」というあるイデオロギーを象徴する名称を与えていることが問題になる。戦没者に「国家のために命を捧げた英雄」というような見方を与えている。そこが、戦前、戦中の軍国主義に繋がり、宗教そのものではないが、宗教それも国家神道にも繋がるという印象を与えるのである。これが日本独特の問題点である。争点は宗教そのものを離れているということができる。

(3)愛媛玉串料訴訟

これに対し、平成年代に入ってから出された玉串料の公費支出に関する判決は違憲判決が出されたということからも注目に値する。これは、「愛媛玉串料訴訟」といわれているもので、愛媛県が昭和56年から61年にかけて靖国神社に対し春秋の「例大祭」に奉納する玉串料を9回にわたり計45,000

円、夏の「みたま祭り」に奉納する献灯料を4回にわたり計31,000円、また、県護国神社に対し春秋の「慰霊大祭」に奉納する供物料として9回にわたり計90,000円をそれぞれ県の公金から支出したことが、憲法20条3項、89条に違反するとして住民から訴えられたものである。

玉串料の奉納という行為が社会的儀礼と言えるか否かが問題となった。最高裁判所はそれを単なる社会的儀礼とはせず、宗教的意義があるとし、県が特定宗教団体とだけ意識的に特別の関わり合いを持ったことになるため違憲と判示した¹⁰⁾。

「玉串料の奉納」が、前の地鎮祭などと比べて、社会的習俗という意味合いが弱いことは多くの人が認めるであろう。それを直ちに宗教的活動に当たると結論づけるか否かは別としても、より慎重な対応が望まれることには疑いがない。

さらに、靖国神社と言う問題がからんでおり、この判決は、一般人に対して靖国神社の特別性を印象づけるとしている。ただ、靖国神社ということから、国家と戦争のかかわり、そして、国のために命を捧げるということを美化するような思想を考えるのは飛躍している考えである。本判決はあくまでも特定の宗教に対する関心と呼び起こすゆえに違憲としている。しかしながら、一般の神社に対して県がこのような玉串料の支出などということを取っていたか。それに対しては否定的にならざるを得ない。

一般の日本人がこのことを考えたときは靖国神社に関わるイデオロギー性を無視することはできないであろう。神道と言う宗教の問題に止まらず、日本においては国のために命を捧げるということがその文字どおりの意味に止まらずむしろ抽象化されて、思想弾圧の象徴のような意味合いを持つ。

(4)内閣総理大臣の靖国公式参拝

さらに政治的色彩を帯びるのは「内閣総理大臣公式参拝違憲訴訟」である。靖国神社というある種イデオロギーを代表するとも考えられる組織に戦後の政治の最高責任者が公式参拝するということが、ここに、戦前のイデオロギーを保護しているという非難が生じるのである。高度に政治的問題であり、純粋に法的判断を下しにくい事情がある。

1985年当時の内閣総理大臣中曽根康弘は、従来の内閣の解釈を変更し、靖国神社に国の機関として公式に参拝し、供花代金として3万円を公費から支出した。そして、参拝後、報道陣に対し公式参拝であると表明した。これについて、仏教とキリスト教信者の遺族が中心になって政教分離原則に基づく利益、信教の自由、宗教的人格権、宗教的プライバシー権、平和的生存権を侵害されたとして国に損害賠償や感謝料を求めて提訴した。

一審判決は、このことによる権利侵害の存在を認めず、請求を棄却した。二審の大阪高等裁判所は、本件の公式参拝は、靖国神社は宗教団体であること、それに対する公式参拝は、外形的、客観的には「宗教的活動」の性格を持つこと、それを容認する国民的合意が得られていないことなどを考慮すると、違憲の疑いを否定できないとした。だが、たとえ公式参拝が違憲としても、原告は法律上保護された具体的な権利や法益は侵害されていないとして原告の請求を退けたのである¹¹⁾。

この判決では、政教分離が国家と宗教との分離を制度的に保障するもので具体的な権利ではないこ

と、それは、間接的な保障にすぎないこと、国民各個人に対して具体的権利として保障したものではないことを前提としている。そして、国の機関が政教分離原則に違反する行為をしたとしても、そのことにより、国民個人が特定の宗教を強制され、信教の自由に対する国民個人の権利が侵害されたものとは認め難い、として原告の訴えを退けたのである。

このように、政教分離は制度的保障であるという論理により原告の訴えは退けられた。だが総理大臣の公式参拝の合憲性に対しては多方面から大きな疑問が発せられたのである¹²⁾。

戦前の国家神道の象徴である靖国神社に内閣総理大臣が公式参拝することは、国民の代表として参拝しているという見方がされるため、アジア諸国からの反発と疑念が表明されることが常である。わが国の国民感情からも政治的最高指導者が公式参拝し、公費から供花代金を支出することは、政治と宗教が合体していると考えざるを得ないため、受け容れられないという見方が多くされている。

II. 米国における政教分離

1. 米国における政教分離の特色

アメリカ合衆国憲法修正第1条は、「連邦議会は国教を樹立するに至る法律、または、宗教の自由を妨げる法律、また、言論・出版の自由、平和的に集会する自由、救済を求めて政府に請願する権利を求めて政府に請願する権利を制限する法律を制定してはならない。」と規定して、権利の宣言を定める修正条項のなかで、最初に規定されている最も重要な権利を列挙している。「信教の自由」もそのような権利の一つである。

この条文に見られるように、米国における政教分離は、「国教の樹立を禁止する」ということが中心となっている。勿論、この条文の意味する範囲は、「国教の樹立の禁止」に留まるわけでない。真の目的は国家と宗教を厳格に分離することで信教の自由を確保しようとするものである。

このような態度は欧米諸国のすべてにあてはまるものではない。英国では国教制度を建前として、それ以外の宗教に寛容であることを求める。ドイツやイタリアでは国教を分離し、固有の領域において独立を認め、競合する事項については政教条約を締結して処理しようとする¹³⁾。

米国においては、国民の一人一人が宗教上の行為を自由に行うことを妨げる法を制定することを禁じ、国家との関係では国教の樹立を禁じることで、英国、ドイツ、イタリアなどよりも厳密な政教分離を規定していると言えよう。

米国において特に問題となることは、合衆国憲法は連邦議会が国教樹立をもたらず法を制定することと、信教の自由を禁止する法律を制定することを禁止しているということである。連邦制度をとる米国において、この規定は連邦政府と宗教の関係を規定するものであることを意味する。つまり各州政府との関係においては、この規定がそのまま適応されるか否か問題となるということである。

この問題は、南北戦争後の1868年に成立した憲法修正14条のデュー・プロセス条項「…いかなる州も、人民から法のデュー・プロセスによらずして生命、自由、もしくは財産を剥奪してはならない。…」により解決された。つまり、この条項により基本的人権にかかわる規定が州政府との関係でも同じく適用されることになったということである。今日ではほとんど争いはない。州と宗教との関係は

国と宗教との関係と基本的に等しいものであるということが認知されたのである。

このように、米国では憲法が国教樹立を禁止し、制度上、国家や州と宗教を分離しているとはいえ、米国では国民の大多数が強い信仰心を持っており、生活の多くの側面に宗教的意味を持った行為が存在する。公的な活動の非宗教性をすべて禁止するべきか否かについてわが国よりもより広汎で困難な問題が存在している。

2. 米国における判例の展開

(1) 私立学校に対する政府の補助

(ア) Lemon 判決以前

国教樹立禁止の意味が正面から争われたのは1947年の **Everson v. Board of Education** (330 U. S. 1, 1947) においてであった。連邦最高裁判所は、この規定の意味を次のように解するとした⁽¹⁴⁾。

1. 連邦、州による教会の設立を禁止する。
2. ある宗教を補助したり、すべての宗教を補助したり、ある宗教を他より優先することを禁止する。
3. 教会に行くことまたは行かないこと、宗教を信じるまたは信じない、これらのことを強制したり、影響を与えたりすることの禁止。
4. 宗教を信じるまたは信じない、また、それらについて告白したこと、教会に出席または出席しない、以上のことによって制裁を科されない。
5. 宗教的活動や制度を支えるために租税を徴収することを禁止する。
6. 連邦・州が宗教組織・団体の事項に関与することを禁止する。

以上で、規準が示され、特に、第1と第6において連邦も州も宗教組織や宗教団体と分離すべきことが明確にされている⁽¹⁴⁾。

しかしながら、政府と宗教の関わりを全く断つということは不可能である。そこで、最高裁判所は、1963年に一つの規準を示した。それは、州の行為が「世俗的な立法目的を持っていて、その主たる効果が宗教を促進も抑止もしない」と言うものである⁽¹⁵⁾。さらに、1970年に「政府と宗教の過度の関わり合いをもたらさなければ合憲である」というものである⁽¹⁶⁾。そして、1971年にはこの「過度の関わり合い」の規準が次の **Lemon** 判決において示された⁽¹⁷⁾。

それは、次のような規準である。

1. 問題となった国家行為が、世俗的目的 (**secular purpose**) を持つか否か。
2. その行為の主要な効果 (**primary effect**) が、宗教を振興しまたは抑圧するものか否か。
3. その行為が、宗教との過度の関わり合い (**excessive entanglement**) を促すものか否か。

これらの3要素を個別に検討することによって、政教分離原則に違反しないかどうかを判断する。そして、これらの中の一つの要件に触れてもその行為を違憲とするものである。前述のように、この規準が、「津地鎮祭判決」以来日本においても用いられるようになった。

特に米国において問題になる典型的な事例は、私立学校への補助である。初級の私立学校の多く

は教会区学校であることから、州がこれらを補助することの妥当性が問題とされる。**Lemon** 判決が出される前この問題に対して最高裁判所は概ね次のような判断をしていた。つまり、州が特定の教義を教えることを支持するために公金を支出することは禁じられるが、一般的な通学費用援助プログラムの一環として教会区学校の生徒に対して公金を支出することは禁じられない、と判断されていた。

(イ) **Lemon** 判決以後

1970年代に入ると、上述の **Lemon** 判決の規準が適応される結果、州の私立学校への援助に対して違憲判決が出されるようになる。教師の給与の一部を補助し、教科書や教材などの費用を支出することが違憲とされた。また、私立学校の教師が作成した試験の費用を州が支払うことは、試験の実施費用を払い戻す州の制度があっても許されないとした⁽¹⁸⁾。さらに、私立学校に維持修繕費用を補助したり、生徒の親に学費を援助したり、税金の控除を認めることは違憲とされた⁽¹⁹⁾。

しかしながら、1980年度に入ると、1970年代の行きすぎを是正する方向が示されるようになる。最高裁判所は次第に私立学校への補助に許容的姿勢を示すようになる。例えば、生徒に義務づけられている試験等の費用を教会区学校に対して支払うことが合憲とされた。その理由として、政府が作成した問題による試験であり、採点するのは教会区学校の教師であってもその内容に干渉することができない。それゆえ、目的も効果も世俗的であり、それゆえ、政府と教会の過度の関わり合いも生じないというものである⁽²⁰⁾。

さらに、1983年には私立学校の授業料等の教育支出に所得控除を認めた州法に対しても、最高裁判所は合憲の判断を下した。この控除の目的は健全な私学教育の維持という世俗的なものであり、所得控除自体は教育関係費用を負担している（公立学校に子供を送っている親も含めて）すべての親を対象としていることから、特定の宗教を信奉する親にのみ効果を及ぼすものではなく、従って効果も世俗的である。このため、州と教会との過度の関わり合いも生じないというのがその理由である⁽²¹⁾。しかし、実際にはこの制度のもとで控除の恩恵にあずかるのは高額な授業料を負担している私立学校（その中でも特に教会区学校）に子供を通わせている親であった。

このような宗教関係者に有利とも思われる傾向に歯止めをかけたのが1985年に判示された二つの判決であった。一つは、私立学校で行われているコミュニティ教育プログラムの合憲性が争われたものであった。このプログラムのために公費の支出がみとめられていたが、これが問題とされたのである。最高裁判所は、公費を受ける教師がその学校の宗教教育に従ってしまう危険性があり、宗教的な使命を援助する効果を持つ恐れがある。つまり、宗教教育と世俗教育が十分分離されていないため、政府が宗教的教育を援助する結果となる危険性があるというのであった⁽²²⁾。

あとの一つは、私立学校でおこなわれる補習授業への補助が問題となったものである。この場合は、宗教的要素を除去するように市による監視プログラムが制度化されていた。最高裁判所は、このような広汎な監視制度は市と宗教との過度の関わり合いを持つことになるとして違憲判決をしたのである⁽²³⁾。

(ウ) 1990年代の傾向

1980年代にはこの規準が用いられたが、1990年代の米国ではこの規準が判例で変容され、「是認の規準」(endorsement test)と言われるやや緩やかな規準に再編成されている。その規準は、政府の実際の目的が宗教を是認または否認するメッセージを伝えることを意図したかどうかを明らかにする。政府の実際の目的にかかわらず、審査に付されている行為が、事実上、宗教を是認または否認する効果をもつものかどうかを問う。ここで言う「是認」とは、特定宗教の信奉者でない者に政治的共同体の部外者であり、正規の構成員でないというメッセージを伝えること、それに付随して、その宗教の信奉者には、政治的共同体の部内者であり、厚遇されている構成員であるというメッセージを伝えることを言うのである。具体的な判例を次に挙げてみる。

まず、教会区学校に通う聴覚障害者に教会区が手話通訳をつけても、違憲にならないとした。手話通訳は中立的な社会福祉プログラムにすぎず、それがたまたま宗教的組織に便益を与えることになっても問題はないとした²⁴⁾。次に、公立学校の教師が困難を抱える子供に対する補習授業を教会区学校で行っても違憲ではないと判示した²⁵⁾。

このように、1990年代の判決は、かなり緩やかな規準で公的機関と私立学校の宗教にある程度のかかわりあいを持つ行為の合憲性を判断するようになった。

(2) 公立学校における宗教

私立学校にも増して大きな問題は公立学校における宗教問題である。これは、公立学校における宗教の許容性という問題とされる。1948年には、公立学校での授業時間中に、生徒が教区学校の教師による宗教的授業に参加することが問題となり、これを認めている州法を違憲と判断した²⁶⁾。

しかし、生徒が授業時間中に宗教教育のために学校を抜け出すことを認めた州法は、最高裁判所によって支持された。宗教教育のために外出する自由は侵されないとしたものである。政教分離は公立学校において絶対的なものであるが、すべての分野に及ぼされるべきでなく、宗教教育を受けようとする人のために授業を中断して教室から抜け出すことを認めるのは合憲であると判断した²⁷⁾。

この二つの判決の差は微妙であるが、後者の判決で実質的には宗教教育を受ける自由は時間的に拘束されないことを確認したものと考えられる。

さらに全国的に関心を集めたのは、公立学校における祈祷、聖書朗読の問題であった。まず、1962年には、神の祝福を祈るだけで他の宗教的な儀式は行われない祈祷であっても、最高裁判所はこれを宗教行事として、毎日生徒に強制することは国教樹立禁止条項に反して違憲であるとの判断を示した²⁸⁾。

次に、1963年には、公立学校で聖書の一節を朗読し祈祷を斉唱することを命じた州法が問題とされた。最高裁判所は、前述の目的・効果規準に照し合わせると特定の宗教を助長することとなるとして違憲判決を下した²⁹⁾。

これらの判決に対しては主として保守派からの激しい反発を食った。さまざまな論争の後、1985年には、聖書を声に出して読み上げず、黙祷するだけの祈祷についてその合憲性が判断されるに

至った。次に毎日、学校開始前に希望する生徒に祈祷、朗読、瞑想などの時間を設けることを制度化したことの合憲性が争われた。最高裁判所は、この行為の目的は世俗的であると証明することはできず、**Lemon** 基準の第一の基準に違反するとして違憲判決を下した⁽³⁰⁾。

1990年代に入ると、公立学校の卒業式に牧師を招き、祝福と祈祷をしてもらうことの合憲性が争われた。合憲派は、このような行為は古くから行われていたものであり、祈祷が特定の宗派に偏っていないこと、また、卒業式への出席は義務的ではないことなどを主張した。最高裁判所では、大きく意見が分かれたが、結局多数派はこれを違憲とした⁽³¹⁾。

以上により、米国において最高裁判所は宗教問題に関して私立学校に対しては、寛容な態度で臨み、公立学校に対しては厳しい態度で臨んでいると言うことができよう。

(3)公立学校における「誓いの言葉」についての今回の判決

公立学校における今回の判決は以上のような流れ、つまり、公立学校の宗教に関わる行為について厳しい態度を示している最高裁判所の態度からは、納得することができるとも考えられよう。しかし、「誓いの言葉」自体は、「国旗に忠誠を誓う」ということなので、全体的に見れば、目的も効果も世俗的であって、格別、特定の宗教を援助したり圧迫したりすることはないとも考えられる。従って、1980年代の目的・効果基準によれば違憲判決を下すまでもないし、さらに、1990年代のエンドースメント・テストという、より緩い基準によれば、特定の宗教を支援するという目的が明確に示されない限り違憲判決を下すまでもないと思われる。

それにもかかわらず、このような違憲判決が高等裁判所において下されたのは、当時の社会的状況が影響している。前代未聞のテロ事件のあと、「誓いのことば」の暗唱を義務化する自治体が増加していたという事実がある。このように、異教徒への反発が高潮するなか、「誓いのことば」に、「キリスト教への誓い」という意味が強まったことはほぼ疑いがない。異教、つまり、イスラム教への反発がイスラム教迫害にも高まる風潮のなかで、それに歯止めをかける意味でこのような判断が下されたと考えれば、それなりの意味はあるであろう。しかし、反イスラムという社会の風潮に正面から対抗する判決に対する国民の抵抗は激しいものであった。

おわりに

「誓いの言葉」自体は1892年に誕生し、それ以降多くの学校において暗唱させることが行われてきていた。それに「神のもとに」ということばが付け加えられたのは1954年であった。その詳しい経緯は別稿に譲ることとして、以後50年近くに渡り、それが、唱えられてきたことは事実である。本判決で問題にされているのは「神の下」と言う言葉であるが、問題はその言葉のみに留まるものではない。そもそも、違憲判決の社会に及ぼす影響というものは本来莫大なものである。憲法を尊重すればするほど違憲判決の重みも増すことになる。この判決が高等裁判所判決であって最高裁判所判決でないこと、また、「誓いのことば」それ自体が問題となっているわけではなく、「神の下」という文言の入った「誓いの言葉」を義務化する法律が憲法違反であるという判断が下されたにすぎないことは、

社会に与える衝撃を緩和しているのかもしれない。しかも、付随的違憲審査制をとる米国では、他の同種のケースでこれが問題にされた場合には、反対の判決が出される可能性もある。しかし、そのような事情により、この判決が米国に与えた影響が薄れることはなかったと思われる。それほど国をあげての強い反発があったのである。

この判決がもたらした意義はこれから後に明らかになるものと思われるが、この時点で言い得ることは、この判決には米国における社会的、政治的背景が大きく影響したということである。そもそも米国において裁判所は、政治的な問題に判断を下すのをためらわない傾向がある。わが国に比べるとその態度は果敢ともいうことができる。今回のテロ事件のような前代未聞の惨事に対する異常な愛国心の高まりと、それに伴うイスラム教徒という異教徒迫害の風潮に歯止めをかける役割を持つという側面は否定することができない。勿論、それは実質的な問題であって、憲法の原理から導かれる意義は別にある。

日本においては、国家とある特定の宗教が結びついてほかの宗教を迫害する、という形で政教分離が問題とされるのはむしろ稀であろう。前述のように、戦前においては、むしろ「神道は宗教にあらず」としていたのであるから、他の宗教を迫害するためというよりは国家を権威づけるために、神道の儀式を利用して言うべきであろう。天皇主権の明治憲法の下では、一般国民の宗教と天皇の神格の基盤である神道を区別するのは当然であったともいうことができる。戦後、国民主権の憲法の下では神道を含め、すべての宗教を平等に扱うことが当然のこととされ、国家と宗教の分離、すなわち政教分離が実現したのである。

このような経緯から、日本において政教分離が問題とされるのは、神道に特別の地位を与えて、それが戦前のように政治的に利用される場合である。日本においては、神道式に行れる習俗的な行事が少なくない。それらがごとごとく憲法上問題とされているわけではなく、国家や公共団体が関係するときに問題とされていることは当然のことである。

宗教が国民の内面生活に欠くことができないうえに、信教の自由を認めるところから出発したアメリカ合衆国は、理念としての信教の自由を保持しており、国家がある信仰を迫害するということは原理的に不可能なのである。現実の闘争の中で宗教的対立に折り合いをつけてきた歴史を持つヨーロッパなどとは異なり、米国ではあくまでもこの自由は絶対的に保障されているのである。そのような国においては、権利の保持のための監視が細かく行れる必要が感じられない。

実際に、日本からみていると、例えば大統領の就任式において聖書の上に手を置いて誓うことなどは、政教分離の観点から問題とならないかと疑問に思われる。しかし、米国においては、そのようなことで信教の自由の保障が影響を受けることはないと考えられている、という解釈が可能であろう。

ところが、現在、米国の社会においては、テロ事件の動揺により、イスラム教徒に対する反感が高まり、その結果イスラム教の迫害という結果を招く恐れが高まっている。このような状況では、今まではあまり問題視されてこなかった事柄にも、監視を怠ると、米国社会において絶対的とされてきた信教の自由という価値が揺らぐ恐れがある。このような観点からみると、今回の違憲判決はそのような状況に警告を発するという意義のあるものではなかったのかと考えることができる。

注

- (1) 『朝日新聞』, 2002年6月28日, *The Japan Times*, June 28, 2002.
- (2) 『朝日新聞』, 2002年6月29日。
- (3) 『朝日新聞』, 2002年7月5日。
- (4) 芦部信義『日本国憲法』(岩波書店, 1999年), 142—143頁。宮沢俊義『日本国憲法』(日本評論社, 1955年), 242頁。
- (5) 内村鑑三や新渡戸稲造などの代表的知識人は米国のプロテスタントの思想に大きな影響をうけたことは、言うまでもない。亀井俊介編『日本人のアメリカ論』(研究社, 1977年)。
- (6) 芦部, 前掲書, 142—143頁。
- (7) 津地鎮祭事件第二審名古屋高等裁判所判決, (昭和46年5月1日)『憲法判例百選 I (第四版)』(有斐閣, 2000年), 98頁。
- (8) 最高裁昭和52年7月13日大法廷判決, 『憲法判例百選 I』, 98—99頁。
- (9) 最高裁平成5年2月16日第三小法廷判決, 『憲法判例百選 I』, 108—109頁。
- (10) 最高裁平成9年4月2日大法廷判決, 『憲法判例百選 I』, 102—103頁。
- (11) 大阪高裁平成4年7月30日判決, 『憲法判例百選 I』, 104—105頁。
- (12) この点については、総理大臣の公式参拝によって個人の権利が侵害されたことを具体的に証明することは、非常に困難であることが指摘されている。すなわち、国家機関の行動の客観的な違法性を「私的な法益を害された」と構成することは不可能に近く、この種の問題にふさわしい新しい訴訟形態を立案すべきことも主張されている。奥平康弘『憲法裁判の可能性』(岩波書店, 1995年), 70—71頁。
- (13) 芦部, 前掲書 148—149頁。
- (14) 松井茂記『アメリカ憲法入門 (第4版)』(有斐閣, 2000年), 220頁。
- (15) *School District of Abington v. Schempp*, 374 U. S. 203 (1963) *Waltz v. Tay Commission of the City of New York*, 397 U. S. 664
- (16) *Lemon v. Kurtzman*, 403 U. S. 602 (1971)
- (17) *Levitt v. Committee for*, 413 U. S. 472 (1973) *Public Education and Religious Liberty*, 413 U. S. 472 (1973)
- (18) *Committee for Public Education and Religious Liberty v. Nyquist*
- (19) *Committee for Public Education v. Regan*, 444 U. S. 646 (1980)
- (20) *Mueller v. Allen*, 463 U. S. 388 (1983)
- (21) *School District of Grand Rapids v. Ball*, 473 U. S. 373 (1985)
- (22) *Aguilar v. Felfon*, 473 U. S. 402 (1985)
- (23) *Zobrest v. Catalina Foothills School District*, 509 U. S. 1 (1993)
- (24) *Agostini v. Felton*, 521 U. S. 203 (1997)
- (25) *Zobrest v. Catalina Foothills School District*, 509 U. S. 1 (1993)
- (26) *McCullum v. Board of Education*, 333 U. S. 203 (1948)
- (27) *Zorach v. Clauson*, 343, U. S. 306 (1952)
- (28) *Engel v. Vitale* 370 U. S. 421 (1962)
- (29) *School District of Abington v. Schempp*, 374 U. S. 203 (1963)
- (30) *Wallace v. Jaffree*, 472 472 U. S. 38 (1985)
- (31) *Lee v. Weisman*, 505 U. S. 577 (1992)

参考文献

- 芦部信義『日本国憲法』(岩波書店, 1999)
- 芦部信義『司法のあり方と人権』(東大出版会, 1983)
- 内野正幸『憲法解釈の論理と体系』(日本評論社, 1991)
- 奥平康弘『憲法裁判の可能性』(岩波書店, 1995)

- 高柳賢三，大友一郎，田中英夫編『日本国憲法制定の過程』（有斐閣，1972）
- 松井茂記『アメリカ憲法入門 第4版』（有斐閣，2000）
- 宮沢俊義『日本国憲法』（日本評論社，1955）
- 樋口陽一，吉田善明『世界憲法集』（三省堂，1994）
- 憲法訴訟研究会，芦部信義編『アメリカ憲法判例』（有斐閣，1998）
- ジュリスト848号『緊急特集 靖国神社公式参拜』（有斐閣，1985）
- Gunther, Gerald & Kathleen M. Sullivan, *Constitutional Law 13th ed.* (Foundation Press, 1997)
- Nowak, J. R. Rotunda, & J. Young, *Constitutional Law* (5th ed., West Publishing Co., 1995)
- Oppler, Alfred C., *Legal Reform in Occupied Japan*, (Princeton Univ. Press, 1976)